

議案第73号

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日

西脇市長 片 山 象 三

（理 由）

西脇市一般職の職員の給与に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年西脇市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成30年12月期における期末手当の特例）

9 平成30年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

（西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年西脇市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成30年12月期における期末手当の特例）

9 平成30年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

（西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成30年12月期における期末手当の特例）

9 平成30年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後のそれぞれの条例の規定を適用する場合には、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払とみなす。